

## 第6節 ダイオキシン類

化学物質は私たちの暮らしの中で様々な形で利用され、便利で快適な現代社会には欠かすことが出来ないものとなっています。この化学物質の中には、ダイオキシン類などのように、人の健康や生態系に悪影響を与えたり環境汚染をもたらしたりするものもあります。

### 1. 概況

ダイオキシン類とは、「ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）」、「ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）」及び「コプラナーPCB」の総称で、ゴミの焼却過程や金属の精錬過程など様々なところで発生するといわれています。ダイオキシン類は無色無臭の固体で、水にはほとんど溶けませんが脂肪に溶けやすい性質を持っており、他の物質とはほとんど反応しない安定した物質です。ダイオキシン類の中には、人に対する発癌性・生殖毒性・催奇形性・免疫毒性などの毒性が明らかにされているものもあります。

ダイオキシン類への関心が高まるなか、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類の大気や水質など一般環境への汚染状態を把握するための調査や工場・事業場からの排出規制が行われています。

### 2. 現状

#### (1) ダイオキシン類調査（一般環境）

大気（2地点）、河川の水質及び底質（3河川3地点）、地下水（2地点）、土壌（2地点）について調査を実施しましたところ、河川の水質1地点において、環境基準を超過しておりましたので、再調査を実施したところ、基準に適合しておりました。

環境基準超過の原因として、この地点は潮汐（潮の満ち引き）の影響を受けやすく、川の底の泥を巻き上げたことが考えられます。

表 2-6-1 大気環境の調査結果 <2地点、年2回測定>

調査地点	調査結果（年平均） (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
城南町（城南中学校）	0.025	0.6
田主丸町田主丸（田主丸総合支所）	0.005	

※pgはピコグラムと読み、1兆分の1gを表わす。（以下同じ）

※TEQ（毒性等量）はダイオキシン類の毒性の強さを、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い、2,3,7,8-四塩化ダイオキシンに換算した値。（以下同じ）

表 2-6-2 河川（水質及び底質）の調査結果 <3地点、年1回測定>

調査地点	水質（pg-TEQ/L）		底質（pg-TEQ/g）	
	調査結果	環境基準	調査結果	環境基準
筑後川（瀬ノ下）	0.060	1	0.11	150
大刀洗川（大刀洗川河口）	0.19		0.32	
山ノ井川（天竺橋）	<b>2.1</b> （超過）		7.4	
山ノ井川（天竺橋）再調査	0.34		-	

表 2-6-3 地下水の調査結果

&lt;2 地点、年 1 回測定&gt;

調査地点	調査結果 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
大善寺町宮本	0.023	1
大橋町蝮川	0.022	

表 2-6-4 土壌の調査結果

&lt;2 地点、年 1 回測定&gt;

調査地点	調査結果 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
大善寺町宮本	2.4	1000
大橋町蝮川	0.9	

## (2) ダイオキシン類調査 (地下水定期モニタリング)

平成19年、JR荒木駅東側の農薬工場跡地周辺において、ダイオキシン類等による汚染土壌、汚染地下水が判明したことから、駅周辺の井戸水(7本)について定期モニタリング調査を年2回実施しています。令和5年度は、地下水の環境基準の超過はありませんでした。

なお、工場跡地等については、原因者により土壌・地下水の汚染対策が継続して行われております。

表 2-6-5 地下水定期モニタリング調査結果

&lt;7 地点、年 2 回測定&gt;

(単位: pg-TEQ/l)

	①	②	③	④	環境基準
令和5年8月	0.014	0.018	0.059	0.086	1
令和5年12月	0.016	0.025	0.039	0.020	
	⑧	⑨	⑩	—	環境基準
令和5年8月	0.020	0.30	0.016	—	1
令和5年12月	0.016	0.19	0.017	—	

※モニタリングの井戸は揚水ポンプの故障や地下水の流向等により随時変更しており、⑤、⑥、⑦は調査を中止しました。

## (3) 久留米市内の焼却施設におけるダイオキシン類測定

市のごみ焼却施設である上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターは、排ガス(煙道)中のダイオキシン類の濃度を測定しています。現在まで排出基準の超過はありません。

表 2-6-6 上津クリーンセンターにおける過去5年間の排ガス(煙道)中の  
ダイオキシン類濃度自主測定結果 (単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

測定年度	1号炉	2号炉	3号炉	平均
令和元年度 (平成31年度)	0.0092 0.0050	0.0094 0.0074	0.0045 0.0043	0.0066
令和2年度	0.015 0.0060	0.034 0.049	0.0072 0.0056	0.019
令和3年度	0.0096 —	0.021 0.046	0.033 0.0062	0.023
令和4年度	0.0065	0.0041	0.0034	0.0047
令和5年度	0.0067 0.0044	0.0037 0.0024	0.0057 0.012	0.0058
(排出基準)	1			

※ngはナノグラムと読み、10億分の1gを表わす。

表 2-6-7 宮ノ陣クリーンセンターにおける過去5年間の排ガス(煙道)中の  
ダイオキシン類濃度自主測定結果 (単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>)

測定年度	1号炉	2号炉	平均
令和元年度 (平成31年度)	0.00042 0.00096	0.0012 0.0007	0.00082
令和2年度	0.00017 0.00056	0.0011 0.00056	0.00060
令和3年度	0.000095 0.0011	0.0017 0.0015	0.0011
令和4年度	0.00068 0.0063	0.0032 0.0077	0.00447
令和5年度	0.00010 0.00093	0.0039 0.0017	0.0016575
(排出基準)	1		

### 3. 対策

#### (1)ダイオキシン類発生施設

ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、廃棄物焼却炉などダイオキシン類を排出する施設のうち、これまでに大気汚染防止法に規制を受けていた施設に加え、火床面積が0.5 m<sup>2</sup>以上又は焼却能力が50 kg/h以上の小型焼却炉も規制対象となりました。特定施設には排出基準が適用され、設置者にはダイオキシン類の測定義務等があります。

表 2-6-8 特定施設届出数 (令和 5 年度末)

施設の種類	施設数	事業場数	合計 20 施設、10 事業場
大気基準適用施設	18	10	
水質基準適用施設	2	2	

※10 事業場中、2 事業場において大気基準適用施設及び水質基準適用施設を設置。

(2) 発生源対策について

① 特定施設設置者の測定・報告状況

特定施設の設置者は、特定施設から排出される排出ガス、排水、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれているダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上測定し、その結果を市へ報告する義務があります。令和 5 年度においては、9 事業場から報告されています。

未報告事業場に対しては、測定の実施・報告について指導を行っています。

表 2-6-9 特定施設設置者による報告状況 (令和 5 年度末)

測定項目		対象施設数	報告施設数	排出基準超過施設数 (燃え殻・ばいじんは処理基準)
排出ガス	廃棄物焼却炉	13	12	0
	その他	5	5	0
排水		0	0	0
燃え殻		13	12	0
ばいじん		13	12	0

※排出基準：排出ガス、排水に適用。排出ガスは、施設の能力、設置時期により基準が異なる。排水は 10pg-TEQ/L。

※処理基準：廃棄物焼却炉から発生する燃え殻・ばいじんを処理する場合に適用。3 ng-TEQ/g

② 工場・事業場への立入調査

ダイオキシン類対策特別措置法第 3 4 条に基づき、特定事業場への立入調査を行い、法基準の遵守状況等を確認しています。

令和 5 年度は、大気基準適用施設のうち 1 施設について立入検査を行い、排ガスの分析を実施しています。

結果は、0.021ng-TEQ/m<sup>3</sup> N (排出基準：10ng-TEQ/m<sup>3</sup> N) で、基準に適合していました。

(3) 焼却に関する指導

適切な燃焼管理や排ガス対策が取られていない焼却行為は、ダイオキシン類などの有害物質や黒煙の発生等で周囲に迷惑がかかることがあります。そこで、市では広報紙や啓発チラシ等により、「分別を徹底し、可能な限りリサイクルに努めることでゴミの発生を抑制し、プラスチック・ビニール等は絶対焼却しない」ように広報、啓発を行っています。